

## 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

### 条例の概要

(1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 入所者等の人権の擁護等のため、必要な体制を整備するとともに、職員に対して研修の実施等の措置を講じなければならないこととした。(第2条、第33条関係)

イ 特別養護老人ホームにユニット型特別養護老人ホームを併設する場合等のこれらの施設の介護職員及び看護職員について、入所者の処遇に支障がない場合は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなくてよいこととした。(第5条関係)

ウ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとした。(第12条、第25条、第30条、第35条、第47条関係)

エ 運営規程で定めるべき重要事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を追加することとした。(第21条、第39条関係)

オ 全ての職員に対して認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととした。(第22条、第40条関係)

カ 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。(第22条、第40条関係)

キ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に対する研修及び訓練等を実施しなければならないこととした。(第22条の2、第42条、第55条関係)

ク 避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(第24条関係)

ケ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない

こととした。(第 25 条関係)

コ 事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置かなければならないこととした。(第 30 条関係)

サ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修の実施等の措置を講じなければならぬこととした。(第 30 条の 2、第 48 条、第 52 条関係)

シ ユニット型特別養護老人ホームのユニットの設備基準について、入居定員を原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとするとともに、ユニットに属さない居室を改修したものに係る基準を廃止することとした。(第 34 条、第 50 条関係)

ス 地域密着型特別養護老人ホームの栄養士について、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって入所者の処遇に支障がないときは、置かないことができることとした。(第 44 条関係)

セ サテライト型居住施設に生活相談員を置かないことができる場合として、当該施設に対する支援機能を有する特別養護老人ホームの生活相談員により、当該施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められる場合を追加することとした。(第 44 条関係)

ソ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録等により行うことができることとした。(第 53 条関係)

タ その他規定の整備を行うこととした。(第 42 条、第 48 条、第 52 条、附則第 8 項～第 10 項関係)

(2) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。